

わたしたちの国民健康保険

みんなでお金を出し合って、支えあう相互扶助の制度が国民健康保険(国保)です。

○国保への加入・脱退の届け出はお早めに

国保の資格は自動的に変わりません。健康保険の資格に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

▶届け出に必要なもの

- ・国保を抜けるとき(脱退)＝新しく加入した健康保険の保険証と国保の保険証と印かん
- ・国保に加入するとき＝他の健康保険をやめた証明書と印かん

○国保税の注意点

- ・国保脱退…清算分を納めていただく場合と、納め過ぎた分をお返しする場合があります。
- ・国保加入…国保加入者がいる世帯に追加で加入した場合、残りの納期分に加入分を合わせて課税した納付書をお送りします。また、世帯全員で新規に加入した場合は加入した分が月割で課税されます。
- ・国保の資格変更…国保の資格変更の届け出をすると、資格が切り替わった月で再計算し、届け出をした翌月に変更通知を郵送します。変更通知が届くまでの納期分までは、そのままお納めいただいたうえで、新たに届く「変更通知」を必ずご確認ください。なお国保税のお支払い1期分は、1カ月分ではありません。
- ・国保税の軽減…国保の加入者全員と世帯主(擬制世帯主を含む)の所得の合計が一定額以下の場合、加入者1人にかかる均等割額と、1世帯にかかる平等割額が軽減されます。収入がなかったり、収入が課税の対象とならない遺族年金や障害年金だけの方も、所得の申告をしてください。

○災害・盗難の被害

災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた時も、減額や免除になる場合があります。

○非自発的失業者

倒産・解雇・雇い止めなどによる非自発的な理由で平成21年3月31日以降に離職された方(離職日に65歳未満)で、ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証の離職理由のコード番号が、11・12・21・22・31・32または23・33・34の方は、給与所得による所得割額が軽減されます。該当者であることの申告をしてください。

○医療費を大切に

医療費に関心をもち、日頃から健康づくりを心がけることで、医療費を節約することにつながります。

○健康づくりを心がけましょう

- 生活習慣を見直し、日常、適度な運動をするとともに、バランスのとれた食事を心がけましょう。
- ・十分な睡眠と休養をとりましょう。
- ・健康状態を把握するため、定期的に健康診断(特定健康診査)を受け、病気の早期発見に努めましょう。

○上手にお医者さんにかかりましょう

- ・かかりつけ医を持ち、気になることがあったら相談しましょう。
- ・同じ病気でいくつもの病院にかかる重複受診は、体への負担が大きく、医療費もかさみます。
- ・薬が余っているときは、お医者さんや薬剤師さんに相談しましょう。
- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同等の成分・効能の薬です。先発医薬品に比べ安価なため、医療費の節約に役立ちます。利用について、お医者さんや薬剤師さんに相談してみましょう。

■問合せ

国保の制度・給付、 資格証明書・短期被保険者証・国保税の納付相談について	医療保険課国保係・収納対策係 ☎(20)3024
国民健康保険税の課税について	市民税課税政係☎(20)3007



介護保険制度のご案内

■問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

在宅で介護サービスが必要なときや介護施設に入所したいとき、介護保険を利用するには「介護認定」の手続きが必要です。

○介護認定の流れ

①介護認定の申請

申請は、介護保険課(東仮庁舎事務棟1階)、田沼・葛生の各総合窓口課で受け付けます。

65歳以上の方は介護保険被保険者証(ピンク色・三つ折)、40歳以上65歳未満の方は医療保険被保険者証をお持ちください。

②要介護・要支援の認定

申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行います。

③認定結果の通知

認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。認定は「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に区分されます。認定に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご注意ください。

○サービスの利用方法

在宅で介護サービスを利用したい場合は、要介護1～5の方はケアマネジャーに、要支援1・2の方は地域包括支援センターにご相談ください。施設入所を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください。

○市民のための介護サービス(地域密着型サービス)をご存じですか？

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

現在、市内で提供されているサービスは以下のとおりです(利用は、原則、市内にお住まいの方に限られます)。

- ・認知症対応型通所介護(認知デイ)
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・複合型サービス
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)

○介護保険料をきちんと納めましょう

介護保険は、社会全体で支える相互扶助の皆保険制度です。一人ひとりの介護保険料は、介護保険の貴重な財源となりますので、納期限までにきちんと納付しましょう。

現在の介護保険料(65歳以上の第1号被保険者)は基準額(年額)6万円です。

介護保険料は年金天引き(特別徴収)が原則ですが、年金支給額(年額)が18万円未満の方や、天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付(普通徴収)となります。

ご自宅に納付通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。

○保険料を納めないでいると…

災害など特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割に引き上げられる措置がとられます。

保険料は必ず納めてください。納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

○正しい介護保険料の算定をするために

介護保険料の金額は、前年の所得と世帯の課税状況により決定します。未申告の方は所得の申告が必要です。

収入がない、または収入が税金の対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も、所得の申告が必要です。

